

畑地化促進事業補助金交付等要綱

令和5年6月30日 決裁

(趣旨)

- 第1 県は、畑地化促進事業実施要領（令和5年6月30日付け農林部長決裁。以下「県実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で県実施要領第2に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- (1) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）
- (2) 畑地化促進事業実施要領（令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）
- (3) 畑地化促進事業補助金交付等要綱（令和4年12月27日付け4農産第3403号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）

(交付の対象及び補助率)

- 第2 知事は、補助事業者が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 交付の補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は次のとおりとする。

区 分	経 費	補助率
1 産地づくりに向けた体制構築支援	(1) 県段階推進事務費 県実施要領第2の1に掲げる県段階の補助事業者が行う産地づくりに向けた体制構築に係る経費 (2) 地域段階推進事務費 県実施要領第2の2に掲げる地域段階の補助事業者または間接補助事業者が行う推進事務に係る経費	定額
2 土地改良区決済金等支援	県実施要領第2の2に掲げる地域段階の補助事業者または間接補助事業者が行う土地改良区決済金等支援に係る経費	定額

(申請の様式等)

- 第3 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の交付申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、補助金の交付申請をしようとするものに対して通知する。
- 3 補助事業者が第1項の交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る仕入

れに係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（添付書類の省略）

- 第 4 規則第 4 条第 2 項第 1 号から 4 号までに掲げる事項に係る書類の添付は要さない。
- 2 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する知事の定める事項は、補助金の交付に係る規定又は要綱とする。

（交付決定の通知）

- 第 5 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

- 第 6 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 3 号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 7 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 7 に規定する軽微な変更を除く。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の増減を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

- 第 7 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
- （1）第 2 の 2 の経費の区分の欄に掲げる事業に係る経費の 30%以内の経費の額の増減
- （2）事業実施主体の変更以外の変更

（概算払）

- 第 8 補助事業者は、第 5 による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、様式第 4 号により概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第9 規則第11条の状況報告書の様式は、様式第5号とする。

- 2 補助事業者は、規則第11条の報告書について、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、当該年度の1月15日までに知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項による報告のほか、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。

(事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができるものとする。

(実績報告)

第11 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

- 2 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。
- 3 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該年度の3月31日までに様式第8号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第3第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号のとおりとする。

- 2 知事は、前項の補助金の額の確定をするにあたっては、第11の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合

すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(額の再確定)

第13 補助事業者は、第12第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(交付決定の取消等)

第14 知事は、第6第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第15 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数以上の期間とする。

- 2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。
- 3 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、1 件の取得価格が 50 万円以上の財産とする。
- 4 補助事業者及び事業実施主体は、補助対象経費（補助事業をほかの団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

（財産の管理等）

- 第 16 補助事業者及び事業実施主体は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（残存物件の処理）

- 第 17 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第 18 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備、保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について、当該所得財産等の処分制限期間中、様式第 11 号の財産管理台帳を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第 19 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 12 号による補助金調書を作成しておかななければならない。

附則

この通知は、令和5年6月30日から施行する。

様式第1号（第3関係）

〇〇年度畑地化促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

又は

（住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇）

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畑地化促進事業補助金交付等要綱第3の規定に基づき、〇〇円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

地域（又は県協議会）促進計画

区 分	内 容	備 考
1. （主な取組） 2.	（実施時期、実施回数及び実施内容等）	

注：地域（又は県協議会）促進計画欄の記載は、実施要領第4の1の（2）及び2の（2）に定める様式第1号の2及び様式第2号の2と同じ旨を記載することにより省略することができます。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する (又は要した) 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
産地づくりに向けた 体制構築支援 地域(県)段階	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定(又は完了)年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
産地づくりに向けた体制構築支援 地域（県）段階 （1）県補助金 （2）その他	円	円	円	円	
合 計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
産地づくりに向けた体制構築支援 地域（県）段階	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

市町村（県協議会）の補助金の交付に関する規定又は要綱

- （注） 1 本要綱第2第2項の補助対象経費の区分の欄の2の事業の場合は、3 経費の配分及び負担区分、5 収支予算（又は精算）の区分欄の「産地づくりに向けた体制構築支援」は、「土地改良区決済金等支援」と記載してください。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができます。

様式第2号（第5関係）

〇〇年度畑地化促進事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 様
又は
埼玉県農業再生協議会長 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度畑地化促進事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日規則第15号）第5条1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請（以下「申請書」という。）のあった畑地化推進事業とし、その内容は申請書の補助事業の内容記入欄記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 支払方法 精算払または概算払
- 4 補助事業対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、申請書に添付された畑地化促進事業実施要領（令和5年6月30日付け農林部長決裁。以下「実施要領」という。）様式第2号（1号）の推進活動計画のとおりとする。
- 5 補助金の確定額は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額となる。
- 6 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、実施要領、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第255号）、畑地化促進事業補助金交付等要綱（令和4年12月27日

付け 4 農産第 3403 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。) 及び、畑地化促進事業実施要領(令和 4 年 12 月 27 日付け 4 農産第 3482 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。)に従うものとする。

7 補助金交付の条件は、前記 6 に定めるもののほか次のとおりとする。

ア 補助事業者は、実績報告(規則第 13 条の規定による報告をいう。)を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を様式第 7 号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年 6 月 15 日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

ウ 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

エ 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

オ 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、この補助金に係る実施要綱及び交付等要綱等に従い、交付の申請その他の手続を行う際は、補助事業者の承認等を受けることを条件としなければならない。

また、補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、様式第 2 号の別紙による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 様
又は
埼玉県農業再生協議会長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載してください。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいいます。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいいます。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではありません。

〇〇年度畑地化促進事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇
又は

（住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇）

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、下記のとおり〇〇したいので、畑地化促進事業補助金交付等要綱第6の規定に基づき申請します。

記

（注）1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」としてください。

2 記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとします。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前（中止又は廃止前）を上段に括弧書きしてください。また、事業の目的を変更の理由（中止又は廃止の理由）に変えてください。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののから変更があったものに限り添付してください。

〇〇年度畑地化促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
又は

住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、畑地化促進事業補助金交付等要綱第8の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	総事業費	県補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A-(B+C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 現在の 予定 出来高	金額	〇月〇日 までの 予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の記の3の表の「区分」に記載された事項について記載してください。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

〇〇年度畑地化促進事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
又は

（住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇）

〇年〇月〇日付け第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畑地化促進事業補助金交付等要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載してください。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載してください。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

〇〇年度畑地化促進事業補助金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

又は

（住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇）

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、畑地化促進事業補助金交付等要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載してください。
- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続した場合のみ記載してください。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

〇〇年度畑地化促進事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

□□市町村長 〇〇 〇〇

又は

（住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり実施したので、畑地化促進事業補助金交付等要綱第11第1項の規定により、その実績を報告します。

（また、併せて精算額として畑地化促進事業補助金〇〇〇円の交付を請求します。）

記

- （注）1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。
- 2 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあつては、間接補助事業者ごとに間接補助金の交付を完了した年月日を記載した書類を添付すること。
- 3 添付書類については、2において規定する書類のほか、補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付する。
また、記載事項及び添付書類が県実施要領第1号の2及び様式第2号と同じ旨を記載することにより省略することができる。

様式第8号（第11第3項関係）

〇〇年度畑地化促進事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
又は

（住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇）

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畑地化促進事業補助金交付等要綱第11第3項の規定により、実績を下記のとおり報告します。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	県補助金	Aのうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	Aのうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出してください、
 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載してください。
 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載してください。
 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

〇〇年度畑地化促進事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事〇〇 〇〇 宛

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

又は

住所
埼玉県農業再生協議会
会長 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畑地化促進事業補助金交付等要綱第11第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 規則第14条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費にかかる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付は不要です。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 事業実施主体の消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 事業実施主体の付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合に

は、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・事業実施主体が免税事業者の場合は、間接補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・事業実施主体が新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・事業実施主体が簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、間接補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第 10 号 (第 12 関係)

〇〇年度畑地化促進事業補助金の額の確定について

番 号
年 月 日

□□市町村長 様
又は
埼玉県農業再生協議会長 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった畑地化促進事業補助金実績報告書を審査した結果、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知します。

【参考】消費税相当額を含めて確定する場合は以下を追記します。

なお、当該補助金等に係る額の確定に当たっては、消費税相当額を含めて確定していることから、畑地化促進事業補助金交付等要綱（令和5年6月30日付け農林部長決済。以下「交付等要綱」といいます。）第11に基づく下記の取扱いについて、怠ることのないよう留意してください。

記

- 1 消費税法（以下「法」という。）第45条第1項の規定に基づく確定申告により、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、交付等要綱様式第9号による消費税仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還してください。
- 2 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、交付等要綱様式第7号による消費税仕入控除税額報告書に当該補助金等に係る消費税仕入控除税額の取扱いの状況等を記載し、〇〇年〇月〇日までに知事に提出してください。

〔注〕当該補助金等の額の確定の日の翌年6月15日とします

様式第11号（第18関係） 財産管理台帳

事業実施主体：_____

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取 得			処 分 制 限 期 間 (50万円以上の場合)		処 分 の 状 況			保管場所	備 考
					単 価 (単位：円)	取得金額 (単位：円)	年 月 日	耐用年数	処 分 制 限 年 月 日	価 格	処分の内容	年 月 日		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

- 注
- 1 1件の取得価格が50万円以上（消費税込み）の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入してください。
 - 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算します。
 - 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入してください。
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入してください。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入してください。
 - 6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができます。

様式第12号（第19関係）

〇〇年度

〇 〇 補 助 金 調 書

県			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県補助金相当額	支出済額	うち県補助金相当額	翌年度繰越額	うち県補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載してください。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載してください。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載してください。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載してください。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載してください。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載してください。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成してください。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）してください。